

## 奨学金返済支援制度導入促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、従業員の奨学金返済を支援する制度を新たに導入する市内の中小企業者等に対して、当該制度に基づき支給する手当等に要する経費の一部を市が予算の範囲内で助成することにより、労働力人口の減少が見込まれる状況において、将来的な地域産業の発展を担う人材の確保及び定着を促進し、本市の産業活性化に寄与することを目的に必要な事項を定めるものとする。これに定めのない場合は、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）によるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する中小企業者であって、市内に本社又は本店を置くものをいう。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (3) 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人をいう（市内に主たる事務所を置くものに限る）。
- (4) 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人であって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (5) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人であって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (6) 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び司法別表第3に規定する協同組合等であって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (7) 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 第1号から第6号までのもの及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業又は子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等（以下あわせて「保育所・幼稚園・認定こども園等」という。）を営むものであって、市内に主たる事務所を置くものをいう。
- (8) 本社、本店、主たる事務所 単に登記上のものに限らず、実質的にその機能を有するものや、特定の事

業分野における経営や人事等の意思決定権を有するものなど、本社、本店又は主たる事務所と同等と認められる機能を有する拠点を含む。

(9) 認定事業者 ふくやまワーク・ライフ・バランス認定事業者の認定を交付決定日以前に受けたものをいう。

(10) 奨学金等 高等学校、短期大学、大学、大学院専修学校などの教育機関及び公共職業能力開発施設における修学を支援するためにおける修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学及び民間企業・団体などが貸与する奨学金

ただし、奨学金の制度の趣旨から補助金の対象外とすることが必要と市長が別に認めたものを除く。

ウ 厚生労働省が所管する職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資

(11) 支援制度 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則、専用規程など明文化された文書（以下「内部規程等」という。）に基づき、支援対象従業員に対して通貨（現金、口座振込によって支払われるもの。以下同じ。）を年1回以上給付すること、又は支援対象従業員に代わって奨学金の債権者に対して年1回以上直接返済を行うこと（以下「代理返済」という。）若しくはその両方（以下「給付」という。）により、支援対象従業員本人が主たる債務者となっている奨学金等の返済に係る負担を軽減する制度をいう。ただし、支援対象従業員が退職した場合、当該従業員に給付額の全部又は一部の返還の義務を負わせるものは除く。

(12) 支援対象従業員 支援制度による給付の対象となり、その給付がこの補助金の補助対象経費となる従業員のことをいい、次の各号を全て満たす者をいう。

ア 補助金交付申請日（以下「申請日」という。）において、雇用期間の定めがない社員・職員（多様な正社員や試用期間中の者も含む。）として取り扱われているか、申請日の属する市の会計年度（以下「会計年度」という。）内に雇用期間の定めのない社員・職員に登用することが確定していること。

イ 会計年度の初日（4月1日）において、採用の日（雇用期間の定めのある社員・職員であった者が、雇用期間の定めのない社員・職員として登用された場合は、その登用の日。以下同じ。）から起算して3年を経過していないこと。ただし、補助事業を行うことができる期間（以下「補助対象期間」という。）の中途に採用後4年目を迎える場合においては4年目に入る日の前日まで支援対象従業員として取り扱う。

ウ 申請日において、奨学金等を返済中であるか、返済予定が確定していること。

エ 補助対象期間の年度末日（3月31日）において、申請時と同じ補助事業者に雇用されていること。

オ 補助事業者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）である場合においては、当該個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められる者を除く。

カ 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

キ 補助事業者が、保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者であり、かつ、学校法人又は宗教法人である場合、保育所・幼稚園・認定こども園等の運営事業に従事している従業員であること。

ク その他支援対象従業員とすることが適当でないと市長が認めた者でないこと。

(補助対象となる事業)

第3条 補助の対象とする事業は、補助事業者が導入した支援制度に基づき行う給付（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助対象期間は補助金の交付の決定があった会計年度の4月1日から同年度の3月31日までとする。

(補助対象となる事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 中小企業者、中小企業者と同程度の従業員規模の特定非営利活動法人、公益法人等、医療法人、社会福祉法人、協同組合等及び保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人又は宗教法人のいずれかに該当するもの。ただし、次に掲げるア、イに該当する場合を除く。

ア 同一の大企業（中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。）又はその支配下にある企業が発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有している場合や、大企業の役員又は職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めている場合など、補助事業者が実質的に大企業によって支配されていると市長が認める場合

イ 国又は地方公共団体が補助事業者に出資している場合若しくは経営に関与している場合

(2) ふくやまワーク・ライフ・バランス認定事業者であるもの。

(3) 申請を行う会計年度において新たに支援制度を導入するもの、又は前年度もしくは前々年度に奨学金返済支援制度導入促進事業補助金の交付決定を受けたもの。

2 前項に規定するもののほか、補助事業者について業種その他の条件を付する必要がある場合は、市長が別に定める。

(補助対象となる経費)

第5条 補助対象経費の額は、補助事業者が、支援制度に基づいて、支援対象従業員本人に対して直接支払った手当等の額及び代理返済を行った額とする。（雇用期間の定めのない社員・職員に登用予定の者については、いずれも、その登用日以降の給付に限る。）

2 補助対象経費は、補助事業者における賃金計算期間にかかわらず、会計年度中に行った給付に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。こ

の場合において、補助率は1/3、補助金の限度額は36万円とする。また支援対象従業員一人当たりの限度額は6万円とする。

- 2 補助事業に対して、他の助成金その他金銭的支援（以下「その他支援金」という。）を受ける場合は、支援対象従業員一人当たりについて、前項の限度額又は補助対象経費からその他支援金の額を差し引いた額の低い方を上限とする。

#### （募集）

第7条 募集は公募により行うものとする。

#### （補助金の交付の申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を、公募において指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（奨学金返済支援制度導入促進事業）（様式第1号）
  - (2) 事業計画書（様式第2号）（広島県「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」申請書別紙1の写しでも可）
  - (3) 収支予算書（様式第3号）
  - (4) 支援制度に係る補助事業者の内部規程等の写し
  - (5) 支援対象従業員の雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
  - (6) 支援対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - (7) 申請日から過去1年間の支援対象従業員の賃金台帳の写し（申請日の4か月以前から在籍している従業員の場合に限る。）
  - (8) 企業・団体概要資料（パンフレットなど補助事業者の活動内容が分かるものとする。）
  - (9) 市税完納証明書
  - (10) 支払相手方登録依頼書（福山市に提出済みの場合はこの限りではない。）
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、手続の簡素化を図るために市長が適当と認めた場合、申請書の一部及び添付する書類の一部の提出を省略できるものとし、詳細は市長が別に定める。

#### （交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該事業の内容が適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、奨学金返済支援制度導入促進事業交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付する

ことができるものとする。

#### (事業計画の変更)

第10条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定事業者」という。）は、申請書等（必要書類を含む。）に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ「事業計画変更・取下承認申請書（様式第5号）」に「変更収支予算書（様式第6号）」およびその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容や補助金の交付決定額に変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、予算の範囲内において、補助金の額は補助金の限度額を上限とする。

#### (実績報告)

第11条 補助決定事業者は、次に定める書類を、補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（奨学金返済支援制度導入促進事業）（様式第7号）
- (2) 事業実績書（様式第8号）（広島県「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」報告書別紙1の写しでも可）
- (3) 収支決算書（様式第9号）
- (4) 当該会計年度に係る支援対象従業員の賃金台帳（支援制度に基づく給付額及びその支払日が分かるもので、かつ原本証明されたもの。）
- (5) 代理返済を行った場合は、代理返済の対象者並びに代理返済額がわかる書類等の写し及び領収書又は振替払込請求書兼受領証の写し、その他代理返済を行った証拠となる書類の写し
- (6) 支援制度の導入を周知するプレスリリースの写しもしくは補助決定事業者の有するWebサイトページ等の写し（会計年度に新たに支援制度を導入する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の額の確定と交付)

第12条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「奨学金返済支援制度導入促進事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）」により、補助決定事業者に通知するものとする。

- 2 補助決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 市長は、補助決定事業者に対し、随時事業の遂行状況を求めることができるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は2021年（令和3年）4月1日から施行する。